

障害福祉事業

身体拘束適ゼロマニュアル



株式会社 プロスマイル
児童発達支援事業所
放課後デイサービス事業所
marcher

令和 6 年 10 月作成

1. 身体拘束とは

障害者(児)の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その障害者(児)の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為です。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者(児)の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者(児)を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことですので留意が必要です。

【身体拘束の定義】

利用者の意思に反して、何らかの形態を用いて行動を制限すること

2. なぜ身体拘束が悪いのか？

関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡(じよくそう)の発生など身体への直接のダメージや、食欲の低下、拘束具による窒息の可能性さえあります。見えにくい害としては、意思に反して行動を抑制されることによる諦め、屈辱、怒りなどの精神的な苦痛や尊厳の侵害、家族への精神的なダメージ、つまり障害者(児)福祉施設等を利用させたことに対する罪悪感や怒り、後悔などを招く可能性もあります。

また、サービスを提供する側にとっても、安易な身体拘束が常態化することにより、職員等のモチベーションの低下や、支援技術の低下といった、悪循環が起きます。

障害者(児)の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケア(支援)の実施に努めましょう。

3. 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う3要件

障害者(児)個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供することが原則です。しかしながら、以下の3要件すべてにあてはまる状態にある場合に、必要最低限の身体的拘束を行うことはやむを得ないとされています。

(本人又は他の障害者(児)の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は

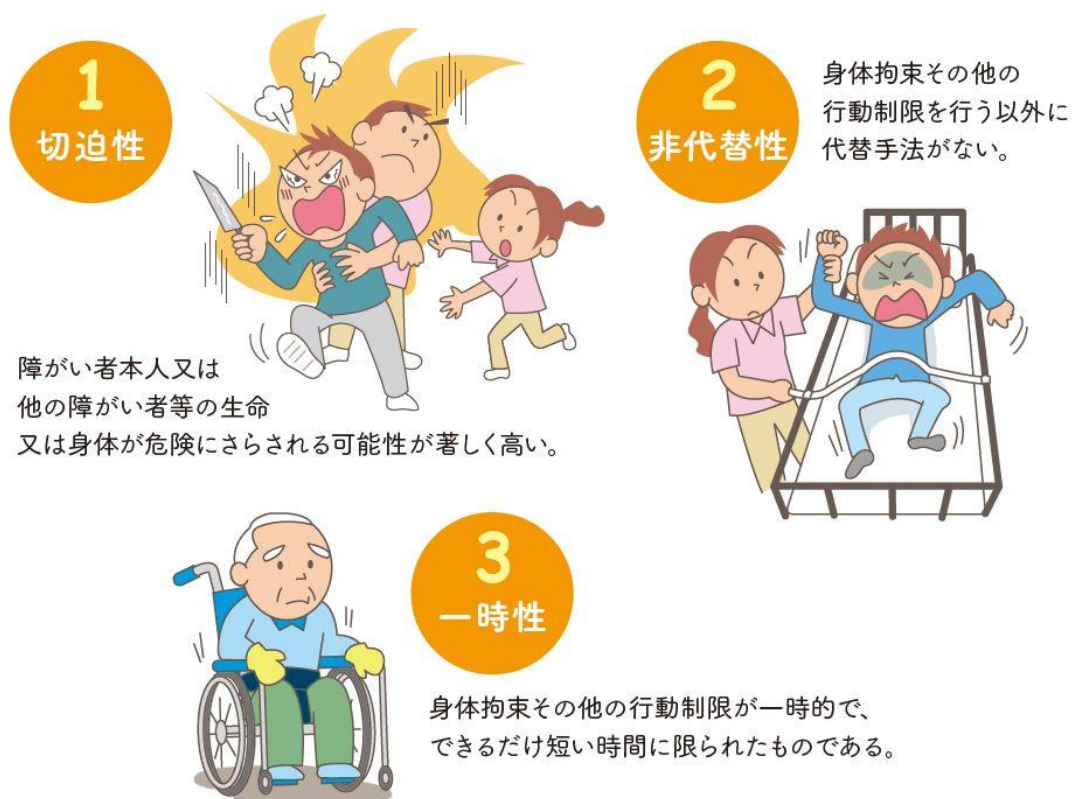
十分に検討を行い(虐待防止委員会※を設置している場合は活用して)、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてにあてはまる場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力しましょう。

4. 緊急やむを得ない場合の3要件

障害者(児)虐待防止法第15条では、施設等の設置者に「虐待を防止する措置」を行う責務があると定められている。虐待防止委員会、事業所・現場で虐待防止のリーダーとなる職員(虐待防止マネージャー)は、組織として行う虐待防止の措置の例として、「障害者(児)福祉施設等における障害者(児)虐待の防止と対応の手引き」(平成28年4月・厚生労働省)の中で設置が推奨されています。

【3要件】

身体拘束を行う場合、以下の要件をすべてにあてはまる必要があります。ただし、要件すべてにあてはまることですが、身体拘束を行うことを合理化するわけではありません。よりその人の行動を制限しない方法で可能な選択肢を常に模索することが求められます。身体拘束その他の行動制限が一時的で、できるだけ短い時間に限られたものです。



3要件にあてはまる場合でも、身体拘束を行うまでに、以下の点について、自問してみるとともに、周りのみんなと一緒に考えてみましょう。

① 事業所管理者へ

- ☐ 事業所の責任において取り組んでいますか。
- ☐ 事業所の都合で、本人が望まない行為を強いていませんか。



② 従業者の方へ

- ☐ 本当にその拘束をしないと危険ですか。
- ☐ 「こうしてほしい」というその人のサインを見逃していませんか。
- ☐ 提供している支援の在り方に、改善の余地はありませんか。
- ☐ 本人の問題ばかりに気を取られていませんか。
- ☐ 「こうしたらどう？」という、同僚の声を聞いていますか。
- ☐ 支援者があなたやあなたの大切な家族であっても、今の支援が最も適切であると思いますか。



③ 継続的に行われていた問題となる例です



- ☐ 行動面で問題がある障害者(児)であり、他害のおそれがあるため、職員配置が少ない時間帯に、居室に閉じ込めた。
- ☐ 自傷行為の可能性があることから、手の指が動かないようにミトン型の手袋を安易に日常的に装着させている。
- ☐ 意思疎通が出来ない障害者(児)の不穏行動を落ち着かせるため、向精神薬等を過剰に服用させた。
 - ☐ 異食の可能性があるため、他の障害者(児)の食事中、個室に隔離し、施錠した。
- ☐ 衣服破りが絶えないので、障害者(児)自らが脱衣できないよう厚いつなぎ服を毎日着用させている。

5. 不適切な身体拘束防止に向けた取組

なぜ身体拘束を行っているのか、利用者の身体拘束を解除するためには何が必要かについて事業所の中で話し合いを重ね、身体拘束に代わる支援方法を考えましょう。

そのためには、虐待防止委員会の活用などによる、支援方法に関する「PDCA サイクルの実施」が必要となります。そして、その委員会や話し合いを形骸化させることなく、施設全体の実効性のある取組をしていくことが求められます。

① 正しい知識と理解

- 身体拘束についての正しい知識と理解が大切です。
- 自身が行った(行っている)身体拘束について、適切な方法による支援であるか見直しましょう。
- 「虐待＝暴力」と思っている職員もいます。虐待の行為についてきちんと理解しましょう。

② 気づき

- 障害者(児)を支援する中で、障害者(児)の生活リズムに異変がないかといった視点でも点検しましょう。
- 何か異変に気がいたら、職員みんなで情報を共有し、適切な支援について話し合いましょう。

③ スキルアップ

○積極的に虐待防止研修会などに参加し、支援の方法を学びましょう。

○定期的に、身体拘束防止や支援の方法等について職場研修や話し合いを行う場を設けましょう。

6. 身体拘束を行うときの手続き

やむを得ず身体拘束を行うときは、

3要件(2 ページ)のすべてにあてはまる必要があります。

☐ 切迫性

☐ 非代替性

☐ 一時性

このすべてにあてはまっていますか？

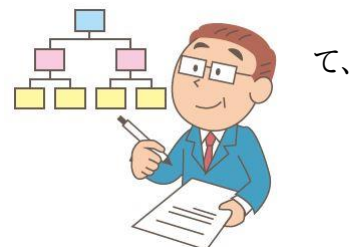


やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手続きを踏まえた対応が必要となります。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

○支援の方法については、管理者や担当する支援職員等、職員が出席する会(例：身体拘束適正化委員会など)において、組織として決定する必要があります。

○個別支援計画には、身体拘束の状態や拘束する時間、やむを得ず身体拘束を行う理由などを記載します。



て、

② 本人、家族等への説明



○本人や家族等に対し、拘束する目的、時間(又は期間)、理由等について説明し、同意を得ることが必要です。

○拘束の方法について医師への相談を行う場合もあります。医師から指示のあった内容についても、本人、家族等へ説明し、同意を得ることが必要です。また個別支援計画にも記載しましょう。

③ 必要な事項の記録

○身体拘束を行ったときは、その様子や時間、そのとき拘束されている当事者の心身の状況など必要なことは記録しましょう。

地域の相談連絡先

役所名	相談窓口	電話番号
那覇市役所	福祉相談窓口(子ども虐待相談)	098-862-0593
沖縄県身体障害者福祉協会	相談員	098-886-8355